

諮問の内容について

1 改定（案）の内容について

区分	給料（報酬）月額				考え方
	現行額	改定案	改定額	改定率	
知事	1,354千円	1,379千円	+25千円	+1.85%	【給料】 一般職の例により支給されている地域手当の支給割合が、令和2年4月から、現行の10.5%から8.5%に引き下がるため、「給料+地域手当」の額が現行と同水準となるよう、給料の額を引き上げる。 ⇒ 一般職と同様に給料と地域手当の配分見直し 前回改定以降の累積改定率「+0.98%」については、これまで改定の目安としてきた「指定職給料表の累積改定率が±2%」に達していないことから、今回の改定に当たっては考慮せず、次年度以降に持ち越す。
副知事	1,073千円	1,093千円	+20千円	+1.86%	
議長	1,209千円	改定なし	-	-	【報酬】 以下のことを踏まえ、報酬を改定しない。 ①議員には地域手当が支給されないことから、地域手当の支給割合の引下げに伴う、給料と地域手当の配分見直しによる影響はないこと。 ②知事・副知事の改定後の給与（給料+地域手当）は、現行と同水準であること。 ③知事・副知事の改定に当たって、累積改定率の要素は考慮されていないこと。
副議長	1,064千円				
議員	977千円				

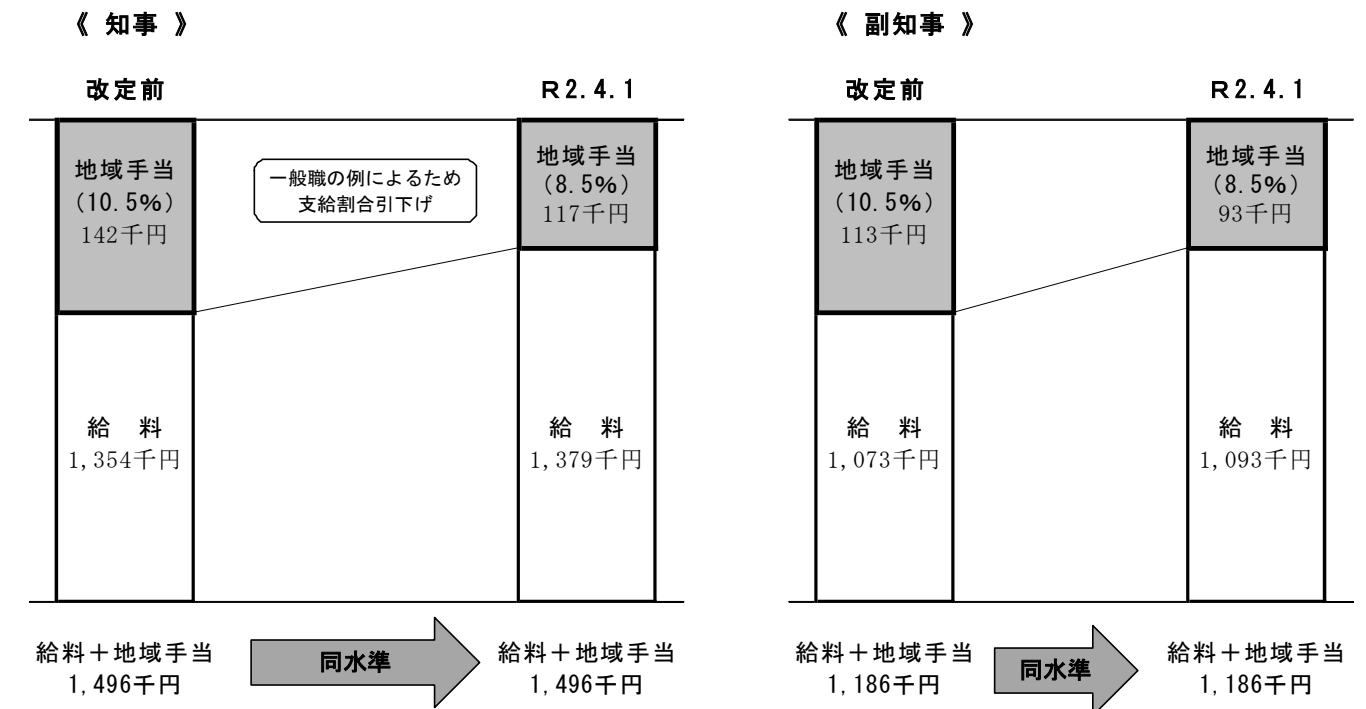
2 改定時期について

令和2年4月1日

（考え方）

一般職における給料と地域手当の配分見直しに係る改定時期と同日

知事・副知事の改定イメージ



【参考】一般職の配分見直し（イメージ）

